

# 青森県報

第三千十七号

平成二十年  
十一月二十八日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

公共測量の実施……………(監理課) ……一

右 同……………( 同 ) ……一

建築士法第十五条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上

の知識及び技能を有すると認める者の指定の廃止……………(建築住宅課) ……一

### 公 告

農地保有合理化事業規程の変更の承認……………(構造政策課) ……二

### 選挙管理委員会

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局) ……二

政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………( 同 ) ……二

政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………( 同 ) ……三

政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表……………( 同 ) ……三

## 告 示

青森県告示第七百五十三号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

青森市

二 測量の種類

公共測量(空中写真撮影)

三 測量の期間

平成二十年八月一日から平成二十一年三月三十一日まで

四 測量の地域

青森市

青森県告示第七百五十四号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

八戸市

二 測量の種類

公共測量(一級水準測量)

三 測量の期間

平成二十年九月三日から同年十二月三十一日まで

四 測量の地域

八戸市

青森県告示第七百五十五号

昭和二十六年十月三十日青森県告示第六百二十三号(建築士法第十五条第一号及び



政党以外の政治団体

自由民主党青森 県薬剤師支部	代表者	柴田 久喜	菊池 清二	二〇・一〇・二
政治団体の 名称	異動事項	新	旧	年届 月 日 出
	代表者	柴田 久喜	菊池 清二	平成 二〇・一〇・二
	代表者	柴田 久喜	菊池 清一	二〇・一〇・二
	代表者	柴田 久喜	菊池 清二	二〇・一〇・二
青森県藤井もと ゆき薬剤師後援 会	代表者	柴田 久喜	菊池 清一	二〇・一〇・二
青森県津島雄一 薬剤師後援会	代表者	柴田 久喜	菊池 清二	二〇・一〇・二
山内崇後援会	代表者	長内 敏行	新戸部 八州男	二〇・一〇・一四
中野渡はるお後 援会	代表者	沼山 隆男	佐々木 敏雄	二〇・一〇・三
三村申吾風間浦 村後援会	主たる事務 所の所在地	下北郡風間浦村大 字易国間字古野六 一の一三三	下北郡風間浦村大 字下風呂字街道添 二二の三	二〇・一〇・三
加藤祐後援会	代表者	飯田 浩一	駒嶺 剛一	二〇・一〇・二四
吉田みつる後援 会	政治団体名	吉田みつる後援会	吉田満後援会	二〇・一〇・三
	主たる事務 所の所在地	西津軽郡深浦町大 字轟木字亀ヶ崎一 二	西津軽郡深浦町大 字轟木字亀ヶ崎一 八の八	二〇・一〇・三
	代表者	小野 文之	吉田 満穂	二〇・一〇・三
	会計責任者	工藤 博利	吉田 ツク	二〇・一〇・三

青森県選挙管理委員会告示第七十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、

次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十年十一月二十八日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
西村盛司後援会	平成二〇・九・三〇	平成二〇・一〇・二
晋青会安倍晋三青森後援会	二〇・一〇・一八	二〇・一〇・一〇

青森県選挙管理委員会告示第七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十年十一月二十八日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 （公職の種類）	資金管理団体の 名称	代表者 氏名	主たる事務所 の所在地	届出 年月日
七戸仁 （深浦町長）	七戸仁後援会	七戸 仁	西津軽郡深浦町大字岩 崎字玉坂一〇の三	平成 二〇・一〇・一四

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭